

第1回古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和2年8月7日（金）19時～21時

【場 所】 古賀市役所中会議室

【出席者】

委員 水田洋司委員、田北雅裕委員、結城俊子委員、
石井嘉一郎委員、高村範亮委員、今村恵美子委員

事務局 北村まちづくり推進課長、澤木地域振興係長、智原業務主査

その他 田辺市長

【傍聴者】 1名

【配付資料】

- 資料1 令和2年度まちづくり基本条例検証委員会について
- 資料2 条例策定までの経過と策定後の周知・啓発活動の状況について
- 資料3 古賀市まちづくり基本条例
- 資料4 古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱
- 資料5 古賀市まちづくり基本条例検証委員会委員名簿
- 資料6 古賀市まちづくり基本条例の概要（パワーポイント資料）
- 資料7 古賀市まちづくり基本条例（パンフレット）

【会議内容（概要）】

1. 開会あいさつ

2. 市長あいさつ

（市長）条例が施行されて約3年半、この間に検証委員会における検証が必要だったのか必要でなかったのか、委員会が開催されていないことについてどうなのかということも含めてご意見いただきたいと思う。

私自身、まちづくりに市民がしっかりと関わっていくための環境づくり、「まちづくり」と言うことやわかり、でも「政治」「行政」に対して市民が関わっていく、一緒にやっていくという風土・機運を、どうやってつくっていくのだろうかということに腐心してきた政治家の一人である。いくら一人の政治家が頑張っても、それだけでは、このまちの市政に関する市民の関心はなかなか厳しいものがある。つまり、まちづくりの主体であるという意識を持つ市民の皆さんをどうやって増やしていくのかという、極めて高いハードルがある。まちのいろいろな行事に顔を出しているが、どこに行っても動いている人は同じ人である。特定の意識の高い人・まちづくりに関心のある人がいて、多くは無関心。ここをどう変えていくのかというのが大きな課題である。まさにまちづくり基本条例の理念を踏まえて取り組んでいかなければならないと思っている。

条例が施行されてこれまでの間、市からの情報発信や自治会等の動き、市民参画の状況など、この条例の効果が表れている部分もあると思うし、もっと生かさなければという部分もあると思うので、ぜひ皆様には忌憚のない意見をいただきたい。

3. 委嘱書の交付（代表者1名の交付）

4. 古賀市まちづくり基本条例の規定について（諮問）

5. 自己紹介

6. 令和2年度まちづくり基本条例検証委員会について

（事務局が資料1に沿って説明）

7. 条例策定までの経過と策定後の周知・啓発活動の状況について

（事務局が資料2に沿って説明）

（今村委員）パンフレットについてだが、あまり多くは作成されていなかったように思う。誰にでも気軽に配れるようにしてほしい。何部くらい作成したのか。

（事務局）2,000部か5,000部だったと思うが、この場では正確には答えられない。

実際には余裕を持って作成したので、現状としてはどなたにでも配れる状況である。

※正確には5,000部。

（今村委員）まちづくり出前講座の実施状況について。回数とか参加人数とか、具体的なことは分かるのか。

（事務局）平成30年度は2件、39人の参加者。平成31年度は1件、8人の参加者である。

出前講座は「受け身」の事業であり、2年目からは講座のタイトルを変えるなど工夫もしたのだが、効果は表れなかった。

（水田委員長）市報などの回覧と一緒に、パンフレットも自治会で回覧してはどうか。そうすればかなりの市民の目に触れることになると思うが。

出前講座についてだが、大体1件当たりの参加者はそれくらいの人数なのか。

（事務局）例えば健康や福祉に関するテーマは人気があって、そういうものは年間十数件、参加者も多い。

（水田委員長）では、まちづくり基本条例の出前講座は人気がないということか。啓発活動は進んでいないということだと理解できる。こういった状況も、途中で検証委員会に報告してもらえば我々からもいろいろな意見が出せると思う。

まちづくり基本条例は多くの人に関わり、時間をかけて作成した。関わった方々の思い入れは強い。これを広めていくことを考えなければ。

（高村委員）出前講座は周知方法のひとつだが、この数字だけで評価することはできないと思う。

（今村委員）市の広報物について、行政区長を通じて配布していたものが、民間業者に委託して

配布する方法に変更されたが、市の配布物が減って、回してほしい情報が回せなくなったということが、私はウォーキングの活動に参加しているのだが、私の実感としてはある。市民と行政の情報共有、コミュニケーションをよくしようということで条例をつくったはずなのに、逆の方向に行っている気がする。そのあたりは検証した方がいいと思う。

(結城委員) その分、ホームページやフェイスブックや、別の手段で市民に情報が伝えられるようになったのではないかと思う。

(水田委員長) 関心がある人は、ホームページでもフェイスブックでも使って情報を得るのだが、問題は関心のない人、あるいは手段を持たない人にどうやって知らせるかということだ。条例についても、市民に全く浸透していない状況である。これをどうやって浸透させるかを考えよう。

(市長) これは重要な視点だと思う。あえて言うと、この条例の理念にも関わるが、市民の皆さんが主体的、能動的、積極的に行動する、ということが前提なはず。情報を収集するという点についても、もちろん紙媒体で市の情報が受動的に手元に届くというのは大事なことだと思うが、あえて言うと、市民の側が、情報に対してアクセスを一步するという能動性を持っていない、というのが根源的な問題ではないかと思う。ツールの問題も、(スマホなど)「食わず嫌い」になっている高齢者の方が相当程度いると思う。分からない、難しい、ではなく、使ってみればそんなに難しくない。これを今後の議論の中で、市民の主体性、積極性、能動性を、どうやって引き出していか(議論してほしい)。受け身は、その先は「公依存」があるので、まさにこの条例とは相反するものだと思うので、ここの克服、突破口が何か見出せたらいいなと思っている。

このことは防災にもつながる。防災無線が聞こえないという意見が多く寄せられるが、聞こえないところもあるのは当然である。情報はデジタル化している。防災無線だけで情報を得ようとするのではなく、ホームページや防災メールなど他の手段でも情報発信は行っている。多様な手段で情報は得てほしい。情報共有ということを考えるとき、多様化というのはキーワードになると思うし、能動性を引き出すというのは大事だと思う。

(田北副委員長) 基本的に人が動くのは、見たり聞いたり知ったりすることではなく、自分が発見する、ということ。やはりこのフェーズがないとなかなか難しい。特に最近の状況でいうと、とにかく情報はたくさんあるが、その時点でシャットダウンしているので、仮にそれを「知ってください」と言われて知ったところでなかなか動かない。やはり発見のレベルというのは実践のレベルであり実装のレベルなので、例えばこのコロナ禍の中、孫に会おうと思っても会えない、この時にじゃあ zoom やってみませんか、公民館なんかで講座をやる、そしてこの講座のチラシ一枚だけ回覧板で配布する、とか。そこで実際にやってみてこんなに便利なものがあるのかと。実際に自分がやってみて便利だとか楽しいだとかを発見する。そこで初めて動き出すことになる。こちら側がそういった発見する仕組みを提供しないとなかなか難しい。いくら条例のことを知ってくださいと言っても、市民の方は発見できない。

ある面でこの話は、条例のことを市民の方が理解するというよりも、役所の中でこの理念を実装できているのか、ということ。役所の職員は条例の理念を持ちながら、この理念を実現するために私たちがやるべきことはこういう具体的なことだよ、という技術と実装する思い

を持っているか。その人たちが発露する行動が、条例を市民に理解させる、届かせるということなので、市民に条例を理念として知ってもらうというレベルではなく、この理念を掲げて職員がどう動いていくか、役所の中でこれをどう生かしていくのか、という視点だと思う。

(水田委員長) 重要なことだ。まずは役所から、ということ。よく分かった。

(田北副委員長) それで足りない力を、NPO・ボランティアと一緒にやっていくということも書かれているので。多分、役所だけではできないし、無理にすることでもないと思う。

8. 条例の概要について

(事務局が資料6とパワーポイントを使って説明)

9. その他

(事務局) 事務局からは2点。まずは次回の日程について。9月上旬で開催したいが都合の悪い日などあれば教えていただきたい。

(水田委員長) この場で日程を決めた方がいい。

(事務局) では、次回は9月8日(火)で、時間は今日と同様19時からとしたい。

2点目。行政の取組状況を資料にまとめて本日お渡ししている。内容は次回説明するが、皆さんも目を通しておいていただきたい。

(水田委員長) この資料には、先ほど説明された検証に当たっての3つの議論のポイントは入っているのか。

(事務局) 資料については、議論のポイントの2と3に関するものが中心となる。

(水田委員長) では、議論のポイントのひとつ目である、「社会情勢の変化への対応」については、委員の皆さんが各自考えて、何かあれば課題として出してほしい。

では、全体を通してご意見・ご質問があれば。

(高村委員) 検証資料についてお願いがある。庁内への周知の状況も大事だと思うので、そのことが分かる資料を準備してほしい。なければならないが、今回の資料にはそういったものがないようなので、あれば追加してほしい。市民への周知だけではなく、市役所の内部に対する周知は大事だと思う。

(北村課長) 職員の意識ということについて、先ほどの議論にも挙がっていたが、それについては私たちも認識が甘かったと反省している。条例に関して、市の職員に対する研修というものは、この3年間やっていないという状況である。パンフレットを庁内の電子掲示板に掲載することなどはやっているが、改めて周知をするということはしなかったのが現状である。

(石井委員) 校区コミュニティなど、すでに活動しているところはたくさんある。そういったと

ころの把握がなされているのか、いないのか。ある程度まとめて資料にしていきたい。実際に条例の趣旨に合致している活動が見えてくると思う。

(水田委員長) 今回の検証資料にはそのような内容は入っていないのか。

(事務局) 概要については説明しているが、自治会や校区コミュニティなどの個別の活動については記載していない。

(水田委員長) ほかに意見は。

(田北副委員長) 何を検証するのかということだが。条例がまちづくりにどう貢献しているかということだとは思いますが、行政がこんなことやっていますよという資料を見せられても、評価軸がないのでは評価できない。例えば市長が言われた「市民の主体性に課題を感じている」、これだけでも条例を評価する手掛かりとなる。その主体性を育むということに条例がどのように関与できているか、という視点で評価すればいい。そういった何かものさしがないと難しい。策定に取り組まれているという総合計画との関係かもしれないし、あるいは古賀市がめざしている自治体があるのであればそこの活動の状況と比較するというのもあるかもしれないし、何年前かの古賀市の活動状況との比較かもしれないし。どういうものさしで検証したらいいのか。

やはりめざしたいのは、今回私たちが検証することによって、よりまちづくりが育まれる条例としてかたちづくること、市民の方々がより納得できるものになるよう肉付けしていくことなので、そのためのものさしが欲しい。資料を見て、頑張っているかもしれないけど、よく分からない。こちらが検証できるような工夫をしてほしい。

(水田委員長) 例えば議論のポイントの2つ目の関連でいうと、コミュニティ活動に関わっている数とか種類とか、増えたとか減ったとか、先ほど石井委員が言われたようなこととも関わってくるということか。確かに何を比べるのかと言われるとなかなか厳しい。

(田北副委員長) 評価軸・ものさしはそんなに科学的でなくてもいい。例えば、古賀市がもっとこんな風になればいいというビジョンでもいいし、古賀市の課題はこういうものがあるが、それを乗り越えるような内容に条例がなっているかどうかとか。

(水田委員長) 市長、検証の軸というのは何に持ってくればいいのかと考えるか。

(市長) そもそも、正直に言えば、前提として検証に耐えうる状況にあるのか。先ほど報告させていただいたが、そもそもこの条例は市民に知られていない。検証できるレベルではない。我々が考えなければならないのは、このまちづくり基本条例が市民に浸透していないことは事実として歴然としたので、その反省に立って、このまちづくり基本条例を前提に行動できる市民をどのように生み出していくか、この条例にどう魂を吹き込むかということを考えなければならないのではないか。

先ほど、市役所の中に落とし込まれているのかという話があったが、市役所のあらゆる部署が、この間条例の理念を踏まえて行動してきたかと言われると、かなり厳しい回答しか出ない。しかし結果として、この条例の理念に沿った具体的な取組というのはいくつもあるので、そう

いったものは俎上に挙げたらいい。

行政として、この条例を庁内にどう落とし込むかということと、条例の理念に沿った市民の活動をどう生み出していくか、この二点は大きな論点になる。

そのうえで、社会情勢の変化というのは確かに起きているので、時代の要請として、古賀というまちにどういう対応が求められているのか、条例にどう影響するのか、ということを考えるべきかと思う。

この条例が「存在している」というところで終わってしまっている。

(田北副委員長) これは古賀市のまちづくりにとっていい機会だと思う。市民が条例に対して魂を感じるか。職員もひとりの市民として、この条例をどう感じるか。「これからは行政ではなく市民がまちづくりの主演」ではなく、「行政も、市民のひとりとなって一緒にまちづくりを頑張るよ」というものでないと。やはりこのまちづくり基本条例を眺めた時に、自分たちが「よし、やるぜ」と思える、本来はそういうものかなと思う。職員がひとりの市民となって、皆と一緒にやっ払いこうという気持ちになれるかどうか。この検証委員会を通じて、少しでもそこに近づければいいかと思う。

(市長) 条例ができて、これを意識して新たに何か行われたことがあるか、これだとなかなか救えない部分があるが、実は条例を意識しなくても、この条例がめざしているところを具現化している活動はある。これを一定程度整理しておく、これらの具体的な活動を理念化したものがまちづくり基本条例というものであるという説明ができるので、これだと少し訴求力が生まれるんじゃないかと思う。条例を文言だけであれこれと説明しても響かない。

条例を知らなくても、実際の「行動」はあり、それが結果として公益に資している。そういった事例はたくさんある。

(田北副委員長) 条例を知っていて、条例に基づいたものだけ評価するというのは非常に狭いし、厳しい。だけど、具体的な事象を、例えば「言語化」することが、条例の検証につながるかもしれない。古賀市の共働きの文化ってこういうものがある、でも一方でこういうところが足りないよね、という時に、条例の条文が手がかりになるといいよね、じゃあこの文言足りているかな、そういったかたちで条例を肉付けすることができる。そうすると、条例がまちづくりの理念を広める際の説得材料になる。

(水田委員長) 個々の事例を挙げていったら、大変なことになる。いわゆる「ものさし」として、条例を施行する前と後でどう変わったかということは、あると思う。何かを比べるという必要性があるのであれば、コミュニティの問題とか、周知の問題とか、そういったことはあると思う。しかし個別具体的な事象にまで入っていくと、とても我々の手には負えなくなる。ある程度大きな考え方で検証していけばいいのかなと漠然と考えているが。

(田北副委員長) 今、分かりやすくするために具体的な話をしてしまったが、そもそも基本条例とは具体的なところまで落とし込むものではない。しかしそのような中でも、より現代的な、具体的なところが感じられるものであったりとか、条例があることによって頑張れるよね、といったところは、盛り込んでもいいのかなと思っている。

(市長) 条例がめざしている社会像が、実は具現化できているという事実が、市民の皆さんに伝

わることによって、難しい話ではなくなるのだと思う。それは、おそらく今回重要な論点の、これを共有するということのポイントなのかなと思っている。先ほどの話は分かりやすい例だが、このようなことは無数にある。例えば子育ての環境を地域でどう担保するかということについても、これが実際にできているところはある。だからそういうことなんだよ、ということをお伝えしないとけない。

(今村委員) 条例をつくる過程でも、いろいろな地域に行って、そこで活動している方々とお話をして、そういう話はたくさん聞かせていただいている。そういった具体的な事柄を踏まえたうえで、この条例ができている。

だから、もっと一般の市民の方々が自分たちの活動と結び付けてとらえることができたらいいのだと思う。

(結城委員) 私は校区コミュニティの立ち上げの頃から関わっていて、なぜこんなことをするのかという疑問もあったのだが、この条例ができて、校区コミュニティの活動は無駄なことではない、好きな人たちが集まってやっていることじゃない、ということがはっきりとして、私はこの条例ができてから活動しやすくなった。文化振興の条例も古賀市にはあるが、条例というものがあることで、活動している者たちが、納得できて、頑張れる。これからも、古賀の中で活動している人たちが、条例によって活動しやすくなると思う。

(市長) 今のが伝わるといい。条例は道具である。ルールなんて道具だから、それがルールが意味を持つということだと思う。今の結城委員のお話は、私たちがなぜルールを持っているのかということとほとんど同じ話である。だから、それはこれから検討していただく、「伝えるには」というところの重要なポイントだと思う。

(水田委員長) これまでの議論を頭に入れていただいたうえで、次回の検証委員会に臨みたいと思うし、資料として追加できるものがあれば追加してほしい。

(北村課長) 活動の事実とそれに対する市民の反応、そういったところを事務局でも考えて準備したいと思う。

(水田委員長) それでは第1回目の検証委員会を終了する。